

平成27年度 風評対策強化指針関連予算事業一覧

番号	事業名	所管府省庁
強化指針1 風評の源を取り除く		
1. 被災地産品の放射性物質検査の実施		
1	放射性物質による農畜産物等影響実態調査対策	農林水産省
2	畜産農家段階放射性物質モニタリング体制構築事業	農林水産省
3	食品中の放射性物質対策	厚生労働省
4	放射性物質影響調査推進事業(水産物)	農林水産省
5	水産業共同利用施設復旧支援事業	農林水産省
6	安全・安心のための子どもの健康対策支援事業	文部科学省
7	放射線量測定指導・助言事業	経済産業省
8	地方消費者行政推進事業(復興特会分)	消費者庁
2. 環境中の放射線量の把握と公表		
9	環境放射線測定等に必要な経費	原子力規制庁
10	環境モニタリング調査	環境省
11	東京電力福島第一原子力発電所からの汚染水漏えい問題を踏まえた放射線モニタリングの対応	原子力規制庁
強化指針2 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ		
12	食品安全に関するリスクコミュニケーション事業	厚生労働省
13	食品と放射能に関するリスクコミュニケーション	消費者庁
14	リスクコミュニケーション実施経費	内閣府
15	国立研究開発法人放射線医学総合研究所運営費	文部科学省
16	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	文部科学省
17	学校における放射線に関する教育の支援	文部科学省
18	政府広報の実施	内閣府
19	福島原子力発電所事故による被災住民向け電話相談窓口の設置	原子力規制庁
20	放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料の作成及びリスクコミュニケーションに係る拠点の設置等	環境省
21	放射線による健康不安の軽減等に資する人材育成及び住民への理解増進活動等	環境省
22	健康管理に係る福島県内リスクコミュニケーション活動事業	環境省
23	風評被害対策海外発信支援事業	外務省
24	地方消費者行政推進事業(一般会計分)	消費者庁
25	個人線量管理・線量低減活動支援事業(福島再生加速化交付金)	復興庁・内閣府
26	相談員育成・配置事業(福島再生加速化交付金)	復興庁・内閣府
強化指針3 風評被害を受けた産業を支援する		
1. 被災地産品の販路拡大、新商品開発等		
27	福島産農産物等戦略的情報発信事業	農林水産省
28	農産物等消費応援事業	農林水産省
29	復興に向けた木の暮らし創出支援事業	農林水産省
30	伝統的工芸品産業復興対策支援補助金	経済産業省
31	工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業	経済産業省
32	食料生産地域再生のための先端技術展開事業	農林水産省
33	被災地で製造されたレトルト品の調達	防衛省
34	途上国の要望を踏まえた工業用品等の供与	外務省
35	森林整備加速化・林業再生交付金のうち特用林産物競争力強化事業	農林水産省
36	復興水産加工業販路回復促進事業	農林水産省
2. 国内外からの被災地への誘客促進等		
37	福島県における観光関連復興支援事業	国土交通省
38	東北地域観光復興対策事業	国土交通省
39	訪日旅行促進事業(ビジット・ジャパン事業)	国土交通省
40	独立行政法人国際交流基金事業のうち、文化芸術交流事業、日本研究・知的交流事業等	外務省
41	外国報道関係者招聘事業	外務省
42	日本事情発信資料の作成、インターネットを利用した日本事情発信	外務省
43	在外公館による啓発講演事業	外務省
44	在外公館文化事業	外務省
45	三陸復興国立公園再編成等推進事業	環境省

平成27年度 風評対策強化指針関連予算事業一覧

番号	事業名	事業概要
強化指針1 風評の源を取り除く		
1. 被災地産品の放射性物質検査の実施		
1	放射性物質による農畜産物等影響実態調査対策 (農林水産省)	農畜産物等の放射性物質について、国が定めた検査計画等ガイドラインに基づき関係都県が実施する検査への契約検査機関を活用した支援等を実施する。
2	畜産農家段階放射性物質モニタリング体制構築事業 (農林水産省)	畜産物に係る消費者の一層の信頼の確保を図るため、地域全体で飼料・水等に係る放射性物質のモニタリング体制の構築を図る産地において、研修会の開催、技術指導、モニタリング・記録に必要な機器等の整備等を支援する。
3	食品中の放射性物質対策 (厚生労働省)	食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、24年4月に設定した新たな基準値について、食品の汚染状況や摂取状況を調査し、継続的に検証するとともに、国における流通段階での買上調査等を実施する。
4	放射性物質影響調査推進事業(水産物) (農林水産省)	水産物への消費者等の安心の回復と信頼の確保につなげるため、過去の放射性物質の検出状況等を踏まえ、大臣管理漁業等で漁獲される回遊性魚種等を中心に放射性物質調査を継続的に実施するとともに、検査結果の正確な情報を提供する。
5	水産業共同利用施設復旧支援事業 (農林水産省)	被災した漁協・水産加工協等が水産業共同利用施設(製氷・貯氷施設、市場、荷さばき施設、加工施設、冷凍冷蔵施設等)の機能の早期復旧や施設の応急的な復旧・復興に必要な不可欠な機器及び放射能測定器等の整備に要する経費を支援する。
6	安全・安心のための子どもの健康対策支援事業 (文部科学省)	食品については、出荷段階で検査が行われていることを前提としつつ、児童生徒や保護者のより一層の安心を確保するため、学校給食において放射性物質を測定するための検査を継続して実施し、結果を公表する。
7	放射線量測定指導・助言事業 (経済産業省)	工業製品等の風評被害への対策として、工業製品等の放射線量測定等に関する指導・助言事業を行う専門家チームを派遣する事業等を実施する。
8	地方消費者行政推進事業 (復興特会分) (消費者庁)	被災4県(岩手、宮城、福島、茨城)における食の安全性等に関する消費生活相談対応及び放射性物質測定に必要な体制整備等を行うため、4県からの申請に基づき、各県に「地方消費者行政推進交付金」を交付する。
2. 環境中の放射線量の把握と公表		
9	環境放射線測定等に必要な経費 (原子力規制庁)	東日本大震災からの復興のため、福島県におけるモニタリング業務、可搬型モニタリングポスト及びリアルタイム放射線監視システム等の維持・管理や放射線モニタリングを実施し、国民の安心を確保する。
10	環境モニタリング調査 (環境省)	水環境における放射性物質等の被災地周辺の基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供する必要があることから環境モニタリング調査を実施する。

11	東京電力福島第一原子力発電所からの汚染水漏えい問題を踏まえた放射線モニタリングの対応 (原子力規制庁)	東京電力福島第一原子力発電所における汚染水漏えい問題を踏まえ、関係機関が実施している海洋モニタリング結果を一元的にとりまとめ、公表を行うとともに、IAEAへのモニタリング結果の提供や在外公館等を通じた国際社会への情報発信を実施する。また、モニタリング結果の国際的な信頼性を向上するため、IAEAとの連携を深化。
強化指針2 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ		
12	食品安全に関するリスクコミュニケーション事業 (厚生労働省)	食品中の放射性物質対策に関する理解を促進するため関係府省庁、地方自治体等と連携し意見交換会を開催するとともに、ホームページ等の媒体を活用して積極的に情報提供を行うなど、リスクコミュニケーションの充実を図る。
13	食品と放射能に関するリスクコミュニケーション (消費者庁)	食品中の放射性物質に関する正確な情報提供により、消費者が理解を深め、自らの考えで消費行動ができるよう、関係府省庁、地方自治体等と連携し、リスクコミュニケーションを全国で展開する。加えて、平成25年度に養成したコミュニケーター(栄養士、相談員、地方自治体の衛生担当者等を対象)が、地域において正確な情報提供ができるよう、各種支援を行っていく。
14	リスクコミュニケーション実施経費 (内閣府)	国民全般を対象として、食品安全委員会が実施した食品健康影響評価(リスク評価)についてのリスクコミュニケーションを実施する。
15	国立研究開発法人放射線医学総合研究所運営費 (文部科学省)	放射線に関する健康上の不安を抱く住民や国民一般に対して、適切なリスクコミュニケーションを行うことのできる人材(主に福島を対象とする保健師や医療関係者、教員等)の育成等を実施。また、放射線による健康不安を抱えている国民からの問い合わせに対応するために電話相談を実施する。
16	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費 (文部科学省)	福島県内の小中学校・幼稚園・保育園の保護者、教職員、一般市民(町内会等)を対象に、「放射線に関するご質問に答える会」を実施する。
17	学校における放射線に関する教育の支援 (文部科学省)	学校における放射線に関する教育の支援として、教職員等を対象とした研修及び出前授業を実施。
18	政府広報の実施 (内閣府)	政府の重要な施策について、その内容、背景、必要性等を広く国民の方々に周知し、これらの施策に対する国民の理解と協力を得ることを目的に、政府全体の立場から広報を実施。関係省庁との緊密な連携の下、必要に応じて、適切に放射線に関する正確な理解の定着を図るための情報提供を実施。
19	福島原子力発電所事故による被災住民向け電話相談窓口の設置 (原子力規制庁)	福島原子力発電所事故による県内外の被災住民向けに電話相談窓口を設置し、原子力災害や放射線等に関する正しい知識を提供することで、被災者の不安を解消し、生活の早期復旧を図る。
20	放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料の作成及びリスクコミュニケーションに係る拠点の設置等(環境省)	放射性物質の放出状況や環境モニタリング結果、実際の被ばく線量、健康影響、防護対策等について、国として一元的でわかりやすい統一的な基礎資料を改訂するとともに、県民健康調査結果等の理解増進を図るための情報提供を行う。また、福島県内における住民の健康相談に対応するため、モデル事業としてリスクコミュニケーションに係る拠点を2カ所設け、それぞれ長崎大学、弘前大学から保健医療従事者を招聘し放射線の健康影響に関する相談支援等を行う。

21	放射線による健康不安の軽減等に資する人材育成活動及び住民への理解増進活動等 (環境省)	福島県及び福島近隣県等において、保健医療従事者、学校関係者等に対する研修会を実施し、地域住民への情報提供や健康不安等の相談に対応できる人材を育成する。また、不安軽減のための住民セミナー、少人数で意見交換を行い不安を共有することや不安軽減の方法について住民自らが考え行動できるような住民参加型プログラムの開催を実施する。
22	健康管理に係る福島県内リスクコミュニケーション活動事業 (環境省)	福島県内の一定の要件の者に対して個人線量計を配布し、個人線量を把握するとともに、それらの測定結果を活用したリスクコミュニケーションを行い、放射線に関する正しい知識の普及を図り、放射線健康不安の解消を図る。
23	風評被害対策海外発信支援事業 (外務省)	東日本大震災後の風評被害の影響を受けている複数の自治体(被災地)と連携し、規制を課している国・地域等で、物産品の安全性、観光等の地方の実情、魅力を総合的に発信する。また、国内においても、在京外交団等に対して、規制を受けている県産品等を紹介しつつ、被災自治体の正確な情報発信を目的とした大臣主催啓発セミナー、PRイベントを開催する。
24	地方消費者行政推進事業 (一般会計分) (消費者庁)	国から先駆的なテーマを提案して、地方自治体と連携して実施する新たな形の事業を実施。国から提案する政策テーマとしては、消費者の安全・安心確保のための地域ネットワークの構築、消費者教育の推進(地域における多様な担い手の連携・協働、風評被害の防止等)、消費者被害回復制度の運用に向けた活動の支援、土日祝日相談体制の整備、地域での事業者等のコンプライアンス強化に向けた取組等の促進(食の安全・安心の確保、地域における公益通報者制度の推進)を想定。
25	個人線量管理・線量低減活動支援事業 (福島再生加速化交付金) (復興庁・内閣府)	外部被ばく・内部被ばく線量測定、住民が消費する食物や飲料水等の線量測定、専門家等を招いた少人数の座談会・相談会等、きめ細かい個人線量等の測定に資する取組の実施を支援する。
26	相談員育成・配置事業 (福島再生加速化交付金) (復興庁・内閣府)	住民の身近で、放射線や生活再建等に関する様々な関心・要望等を聞き取り、対応していく相談員の育成・配置等の実施を支援する。

強化指針3 風評被害を受けた産業を支援する

1. 被災地産品の販路拡大、新商品開発等

27	福島産農産物等戦略的情報発信事業 (農林水産省)	福島県産農産物等について、産地と連携しつつ出荷時期に合わせて戦略的かつ効果的にPRを行うことにより、福島県産農産物等に対する正しい理解を促進し、ブランド力を回復するための取組を支援する。
28	農産物等消費応援事業 (農林水産省)	「食べて応援しよう!」のキャッチフレーズの下、被災地及び周辺地域で生産・加工された農林水産物及びそれらを活用した商品の消費拡大を促すための情報発信や民間事業者の被災地応援フェアの開催促進を実施する。
29	復興に向けた木の暮らし創出支援事業 (農林水産省)	地域材の利用を促進し、風評被害対策や被災地域の林業・木材産業の復興を図るために、地域材を活用した木造復興住宅等の普及の取組を支援する。

30	伝統的工芸品産業復興対策支援補助金 (経済産業省)	伝統的工芸品産業の振興に関する法律(伝産法)により指定を受けた伝統的工芸品の製造事業者に対し、倒壊した設備の支援等、生産基盤の確立・強化を行うとともに、風評被害を受けている事業者に対し、需要開拓事業などを通じ、伝統的工芸品産業の復興支援を行う。
31	工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業 (経済産業省)	被災地域の風評被害を払拭し、被災地域の持続的な復興・振興等を図るため、国内外を問わず被災地域産品の販路開拓(ビジネスマッチング、商品開発等)を支援する。
32	食料生産地域再生のための先端技術展開事業 (農林水産省)	東日本大震災の被災地を食料生産地域として再生するため、地域の経営体と協力し、先端技術を駆使した大規模実証研究を、被災各県の状況に応じ実施する。
33	被災地で製造されたレトルト品の調達 (防衛省)	防衛省レトルト品全体の調達量のバランスを考慮しながら、被災地の工場で製造された防衛省独自仕様のレトルト品について、調達量を増加させる。
34	途上国の要望を踏まえた工業用品等の供与 (外務省)	東日本大震災の被災地を含む地方で生産される機材・製品などの途上国への供与を通じ、途上国の経済社会開発を支援するのみならず、同機材・製品等に対する認知度の向上を図り、継続的な需要を創出し、地域経済の活性化および被災地の経済復興に貢献する。
35	森林整備加速化・林業再生交付金のうち特用林産物競争力強化事業 (農林水産省)	特用林産物の安全・安心の確保や消費拡大に向けた取組等を支援。
36	復興水産加工業販路回復促進事業 (農林水産省)	被災地産水産物の安全性をPRするためのセミナー・講習会の開催等を支援。

2. 国内外からの被災地への誘客促進等

37	福島県における観光関連復興支援事業 (国土交通省)	福島県の早期の復興を促進するため、同県が実施する教育旅行の再生・推進事業や台湾へのプロモーションの強化、常磐道の全線復旧による誘客が期待できる浜通り地域に対する誘客策の実施、また、市町村に対する間接補助事業の継続などを介して、風評被害対策及び震災復興に資する事業を支援する。
38	東北地域観光復興対策事業 (国土交通省)	太平洋沿岸エリアの各地域が、復興プロセスに応じた滞在交流促進のための体制づくりや取組を段階的に実施するための支援を行う。併せて、地域の実情に応じたツアーの企画・造成等への支援や、観光復興に関する課題の抽出や解決策についての調査・検討を実施し、自立した地域づくりに向けた体制確立を図る。
39	訪日旅行促進事業(ビジット・ジャパン事業) (国土交通省)	東北・北関東への訪日外国人旅行者数を拡大するためのプロモーションを実施。
40	独立行政法人国際交流基金事業のうち、文化芸術交流事業、日本研究・知的交流事業等 (外務省)	(独)国際交流基金の内外ネットワークを活用し、文化芸術活動等を通じて日本・被災地と海外を繋ぎ、日本が復興への道を歩む姿を発信するもの。

41	外国報道関係者招聘事業 (外務省)	世界各国の主要プレスの記者を対象に、個別又はグループで日本に招聘し、取材の機会を与え、政府関係者によるブリーフィング等を実施することにより日本政府の政策について理解を深めさせ、その成果を反映した報道記事等を通じて、諸外国国民の対日親近感を醸成し、正しい対日理解を増進、日本の外交政策の実現可能性を高めるとともに、二国間関係を深化させることを目的とする。さらに、風評被害対策及び日本再生の理解増進のための効果的な情報発信を実施する。
42	日本事情発信資料の作成、インターネットを利用した日本事情発信 (外務省)	海外向けグラフィック日本事情発信誌「にぽにか」、日本紹介用映像資料「ジャパン・ビデオ・トピックス」、日本事情紹介ウェブサイト「Web Japan」を通じ、被災地の風評被害対策に資する記事も発信。
43	在外公館による啓発講演事業 (外務省)	日本の有識者を海外に派遣し、日本の政治、経済、社会情勢、派遣先国との二国間関係、国際関係等、日本の政策や立場について講演会等を行い、日本外交への幅広い理解獲得を目指す事業。
44	在外公館文化事業 (外務省)	在外公館が管轄地域における対日理解の促進や親日層の形成を目的として、外交活動の一環として開催する総合的な日本文化の発信事業。
45	三陸復興国立公園再編成等推進事業 (環境省)	東北太平洋岸の自然公園を再編し創設した「三陸復興国立公園」を核として、公園利用施設の整備を行うとともに、みちのく潮風トレイルの設定、エコツーリズムの推進、自然環境の再生、環境教育の推進、自然環境モニタリングなどを通じて、被災地の復興に貢献するとともに、自然と共生する地域の実現を目指す。